

とちぎ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、これまで、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より栃木県の関係機関や団体等を構成員とする「とちぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「とちぎ PF」という。）を設置し、官民が協働して栃木県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策を取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできたところ。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）では、令和 7 年度以降、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、とちぎ PF においても、本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組むこととし、その名称を「とちぎ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「協議会」という。）に改めた。

今後は「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和 8 年 4 月 10 日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」（リ・スキリングの支援等）、「社会参加に向けた段階的支援」（就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等）等の取組を継続・拡充していく必要がある。

このため、協議会においても、当該プログラムの関係施策を活用し、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

協議会の構成員については、行政機関、経済団体、労働団体、支援機関等の機関とする。
(別紙 1)

3 各構成員の役割

上記２の構成員の役割は、下記のとおりとする。

(１) 行政側

① 栃木労働局（職業安定課、訓練課）

- ・協議会の取りまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定取りまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知、広報

② 栃木県（産業労働観光部労働政策課）

- ・協議会の取りまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定取りまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・市町プラットフォーム（以下「市町ＰＦ」という。）における経済団体等への対応依頼に関する管内市町との連絡調整
- ・各種支援策の周知、広報

③ 栃木県（保健福祉部地域福祉課）

- ・管内の市町ＰＦの設置・運営に関する管内市町との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町ＰＦの好事例の把握と展開
- ・地方版孤独・孤立対策官民連携ＰＦ（以下「孤独・孤立対策ＰＦ」という。）の設置・運営に関する管内市町との連絡調整
- ・孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・管内の孤独・孤立対策ＰＦと連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知、広報

④ 市町村（栃木県市長会、栃木県町村会）

- ・協議会取りまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知、広報

⑤ 支援機関（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部、栃木県社会福祉協議会、一般社団法人栃木県若年者支援機構等）

- ・専門窓口・専門チームによる就職支援
- ・企業説明会、面接会の開催
- ・企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人の確保
- ・職業訓練の実施

- ・ 好事例の把握と展開
- ・ 協議会取りまとめ事務局への政策提案
- ・ 各種支援策の周知、広報

(2) 経済団体、労働団体

- ・ 中高年世代を対象とした求人募集、正社員化を含む処遇改善及び受入体制整備等に関する企業への働きかけ
- ・ 協議会取りまとめ事務局への政策提案
- ・ 各種支援策の周知、広報

4 協議会における取組事項

協議会においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある方

- ・ 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働いている方や休職中の方など

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

- ・ 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- ・ ひきこもりの状態にある方、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方

(2) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定

- ① 上記(1)の支援対象者ごとの取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を設定するとともに、K P I (当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。)については、適切なものを検討のうえ設定する。

- ② 目標、K P I を達成するため、事業実施計画を策定する。

- ③ 事業実施計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

(3) 気運醸成及び各種支援策の周知広報

不安定な就労状態等にある中高年世代の活躍を支援できるよう県内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくよ

うな環境整備を図る。

また、中高年世代本人及びその家族等に対し、各種支援策の周知を図る。

(4) 市町 P F との連携

各市町 P F の事務局を所管する部局と連携・調整を図り、以下の事項に係る市町 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・福祉からの受入れ先開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベルの経済団体への対応依頼
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・市町 P F の好事例の周知等

5 協議会の開催運営

上記の協議を行うため、年 2 回を目安に会議を開催することとする。

なお、協議会に座長を置き、栃木労働局長をもって充てる。また、座長は、会務を総理し、会議の議事を運営する。

6 秘密の保持

協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和 2 年 5 月 13 日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 8 年 5 月 18 日から施行する。

とちぎ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成団体

区分	構成団体名
経済団体	一般社団法人 栃木県経営者協会
	一般社団法人 栃木県商工会議所連合会
	栃木県商工会連合会
	栃木県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会 栃木県連合会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部
	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会
	一般社団法人 栃木県若年者支援機構
市町村	栃木県市長会
	栃木県町村会
行政機関	栃木県産業労働観光部
	栃木県保健福祉部
	栃木労働局